

しんじゅく自治フォーラム 2014夏

7月26日開催

区民が主役！わたしたちのまち新宿

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502へ。

新宿区自治基本条例(平成23年4月1日施行)は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会・区長等の責務、区政運営の原則などの「自治の基本ルール」を定めています。

今年「新宿区自治基本条例検証会議」を設置し、条例に関連する諸制度等が条例の趣旨に沿って運営されているかなどについて検証します。

フォーラムを通して、条例への理解をさらに深めませんか。

【日時】7月26日(土)午後2時～4時(午後1時30分開場)

【内容】▶辻山幸宣さん(写真左下)の講演「自治基本条例と歩むまち」

▶会場とのトーク・セッション

●新宿区の魅力再発見！

●「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【会場・申込み】当日直接、戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)へ。先着100名。手話通訳あり。託児希望の方は、7月17日(木)までに企画政策課へ。



【講師】辻山幸宣さん

公益財団法人地方自治総合研究所所長、中央大学大学院客員教授。「新宿区自治基本条例検討連絡会議」の座長を務め、条例の策定に関わる。

【トーク・セッションの進行】



渡辺一宏さん
フリーアナウンサー。新宿区の広報番組に出演中。

(仮称)下落合図書館等建物の基本設計等地域説明会

旧区立中央図書館解体後の跡地(下落合1-9-8)に建設する施設の基本設計等の概要を説明します。

【日時】7月11日(金)午後7時～8時

※建設する予定の施設…(仮称)下落合図書館、西部工事事務所、西部公園事務所、防災備蓄倉庫、小規模多機能

型住宅介護、ショートステイ、私立認可保育所

【会場・申込み】当日直接、落合第一地域センター(下落合4-6-7)へ。どなたでもご参加いただけます。

【問合せ】土木管理課管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3529へ。

多文化共生まちづくり会議 区民委員を募集

区の多文化共生施策について審議・検討していただく委員を募集します。

【対象】申し込み時に区内在住・在勤・在学か区内で活動し、日本語での会議に参加できる18歳以上の方、日本人・外国人各2名

【任期】9月～28年8月

【報酬】会議に出席の都度1万円(会議は年6回程度、平日の日中2時間程度の開催)

【選考】1次：作文、2次：1次合格者に面接

【申込み】「日本人と外国人が共につくる地域社会」をテーマとした作文(日本語で800字程度)と、作文とは別の任意の用紙に住所・氏名・年齢・性別・電話番号・国籍・職業(区外在住の方は勤務先・学校・活動団体の名称・所在地)を記入し、7月31日(木)までに多文化共生推進課多文化共生推進係(〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎1階) ☎(5273)3504へ郵送(必着)またはお持ちください。選考結果は応募者全員にお知らせします。作文は返却しませんが、選考以外には使用しません。

樹木や草花などの「みどり」は、私たちに季節感ややすらぎ、潤いを与えてくれます。また、ヒートアイランド現象の緩和のほか、地震や火災時の被害の軽減など、快適な環境づくりや安全・安心なまちづくりにも役立っています。

みどりを守り、増やすための取り組みを支援する「みどりの助成制度」をご利用ください。

【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

区政に関する苦情をお聞きます 区民の声委員会

区民の声委員会は、3人の委員が区政に関する苦情を第三者的な立場から公正・中立に処理する機関です。中立性やプライバシーの保護には、特に配慮しています。安心してご相談ください。

【問合せ】区民の声委員会(第1分庁舎2階) ☎(5273)3508へ。

●申し立てができる方
個人・法人・その他の団体で、区の機関の業務の執行に関する事項や職員らの行為について利害関係のある方

●申し立ての方法
苦情申立書に必要事項を記入し、同委員会へ提出してください。申立書は同委員会に備えてあるほか、新宿区ホームページから取り出せます。

※一定期間を経過している事項など、申し立てができない場合があります。

【受付日時】月～金曜日(祝日等を除く)、午前9時～12時・午後1時～5時

★25年度の苦情申し立て等の処理状況

苦情申し立て等は44件でした(左表)。

苦情申立書による申し立ては「地域猫対策事業による不適切な飼育活動について」等4件でした。

※25年度の運営状況報告書は、区民の声委員会・広聴担当課(本庁舎3階・区政情報センター(本庁舎1階・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます)。

苦情申立書による申し立て	4件
調査結果	2件
行政への要望があったもの	1件
行政に不備がなかったもの	1件
所管しないため対象外としたもの	1件
電話・来所による苦情・相談等	26件
区民の声委員会の所管外のもの	14件
計	44件

子ども医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 交通事故によるけがなどで医療証を使うときは 事前に届け出を

交通事故など第三者(加害者)の行為により受けた傷病の医療費は、本来、加害者が負担すべきものです。しかし、医療証の対象者が加入する健康保険から保険証の使用が認められた場合には、子ども医療証(乳児)、ひとり親家庭等医療証(親)も使用して治療を受けることができます。

この場合、区が医療証で助成する費用は、後日、区が加害者の支払分を立て替えたとして、加害者に立て替え分の医療費の返還を請求します。

この手続きを円滑に行うため、今年7月1日から、第三者の行為による傷病で医療証を使うときは、区への事前の届け出を条例により義務付けました。届け出方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】子ども医療費助成：子育て支援課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。
ひとり親家庭等医療費助成：子育て支援課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558へ。

区立幼稚園・区立子ども園 保育料等を減額・免除します

●多子世帯への負担軽減を開始
7月7日(月)から、各園で「お知らせ」と申請書を配布します。対象の方は申請してください。減免の内容等詳しくは、「お知らせ」でご案内しています。

【対象】区立幼稚園・区立子ども園(短時間・中時間保育)の園児がいる生活保護受給世帯、平成26年度特別区民税非課税世帯、所得割非課税世帯

※26年度から、小学3年生までの兄・姉がいる世帯は、所得に関わらず対象になります。

【申請方法】申請書を、7月18日(金)までに各園へ提出してください。

【問合せ】幼稚園：学校運営課保健給食・幼稚園係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3103へ。
子ども園：保育園子ども園課入園・認定係(本庁舎2階) ☎(5273)4527へ。

みどりの助成制度のご利用を

既存の建物または敷地面積千㎡未満の新築・改築工事等建物の屋上や壁面を緑化する方に、工事費の一部を助成します。

【助成額】表1のとおり

※「屋上緑化等推進モデル地区」に指定している新宿駅周辺地域では、助成単価・限度額を増額して助成します。

種別	助成額	助成限度額	
屋上緑化(1㎡以上)	土の厚さが30cm未満	工事費の2分の1以内(1㎡につき1万5,000円まで)	30万円
	土の厚さが30cm以上	工事費の2分の1以内(1㎡につき3万円まで)	
壁面緑化(3㎡以上)	—	工事費の2分の1以内(1㎡につき5,000円まで)	10万円

種別	助成額(長さ1mにつき)	助成限度額	
生け垣	高さ1～1.5m未満の樹木による植栽	1万2,000円	30万円
	高さ1.5m以上の樹木による植栽	1万5,000円	
ブロック塀撤去	万年塀など	5,000円	20万円
	ブロック塀や大谷石塀など	1万円	

種別	助成額
樹木	高さ1.5mの位置で幹周りが1.2m以上 1本目は9,000円 2本目から1本につき4,500円
樹林	500㎡以上 1,000㎡までは9,000円 1,000㎡以上は1,000㎡につき4,500円
生け垣	高さ1.2m以上で長さ15m以上 20mまでは1mにつき900円 20m以上は1mにつき450円